

## 公益財団法人埼玉県公園緑地協会一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県公園緑地協会一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和6年2月14日

公益財団法人埼玉県公園緑地協会  
理事長 安藤 宏

### 記

#### 1 業務委託概要等

##### (1) 入札対象業務委託

ア 件名	令和6年度戸田公園園地管理業務委託
イ 場所	戸田公園（戸田市戸田公園地内）
ウ 期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
エ 概要	園地管理業務一式（公園除草工、植栽管理工、芝生管理工、花壇管理工） 詳細については仕様書による。

##### (2) 入札手続の方法

要領の規定による。

#### 2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

##### 期 間

令和6年2月29日（木）午前10時00分から

令和6年3月1日（金）午後4時00分まで（必着）

電子メールに申請書を添付し、下記アドレスへ提出する。なお、件名は「令和6年度戸田公園園地管理業務委託競争参加資格確認申請書」とすること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

（提出先アドレス） toda@parks.or.jp

戸田公園管理事務所 電話番号 048-442-2424

### 3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、公園緑地協会ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

令和6年3月5日(火) 午前10時00分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県公園緑地協会 戸田公園管理事務所 会議室

### 4 この入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 令和5・6年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の土木施設維持管理(苑地)に登録されたものであり、かつ造園工事業の格付けがA級又はB級で、本店又は主たる営業所の「所在地」が、さいたま県土整備事務所管内であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 本件公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (8) 入札参加できる者の形態は、単体企業とする。ただし、事業協同組合(以下、「組合」という。)は、単体企業として取扱い、組合が参加する場合は、当該組合の組合員は参加できないものとする。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(「資本関係又は人的関係がある者(「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照)。
- (10) 公告日以前の5年間に国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施工令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体(地方公共団体が出資する指定出資法人を含む。)との請負契約により、土木施設維持管理(苑地)を履行した実績があること。

- (11) 本業務の履行に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する造園工事業の主任技術者となりうる要件（造園施工管理技士1級または2級等の資格若しくは所定の実務経験を有する）を満たした者を配置できること。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等

設計図面、業務委託仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書」という。）の提示は、次のとおりとする。

(1) 提示期間

令和6年2月14日（水）午前10時00分から

令和6年2月28日（水）午後 5時00分まで

(2) 提示場所

公益財団法人埼玉県公園緑地協会 ホームページ上

7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年2月20日（火）午前10時00分から午後4時00分まで

電子メールに質疑書を添付し、事前に電話連絡のうえ、下記アドレスへ提出する。

なお、件名は、「令和6年度戸田公園園地管理業務質疑書」とすること。

※メールアドレス（[toda@parks.or.jp](mailto:toda@parks.or.jp)）に提出する。

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、協会ホームページに掲示する。

令和6年2月27日（火）午後3時00分までに掲示

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者の確認

收受印を付した競争参加確認申請書（写）（要領第9条3）の提出をもって行う。

(2) 入札書（要領様式第6号）に記載する金額

金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税額分を加算する。）

(3) 代理人による入札

入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、委任状（要領様式第7号）を入札前に提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (5) 不調時の取扱い
  - 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいない場合は、随意契約とする。当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書（要領様式第9号）を提出させるものとする。
- (6) 入札の辞退
  - 要領第15条の規定による。
- (7) その他
  - ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。
  - イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。
  - ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。
  - エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。
- (8) 入札の無効
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札者の押印のない入札書による入札
  - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
  - ウ 金額の訂正のある入札書による入札
  - エ その他要領第19条に該当する入札
- 10 入札保証金
  - 免除とする。
- 11 支払い方法
  - 完了検査終了後精算、部分払い年1回以内
- 12 特記事項
  - この入札の効力は、契約書を取り交わすことにより有効となる。
- 13 この公告に関する問い合わせ先
  - 公益財団法人埼玉県公園緑地協会 戸田公園管理事務所 担当者 秋元
  - 電話番号 048-442-2424
  - FAX番号 048-442-2480
  - メールアドレス [toda@parks.or.jp](mailto:toda@parks.or.jp)